

## 社会福祉法人長井福祉会 一般事業主行動計画

当法人は、特別養護老人ホーム慈光園、慈光園デイサービスセンター、慈光園中央デイサービスセンター、慈光園ホームヘルプステーション、在宅介護支援センター慈光園、ケアハウスウエルフェア慈光園の6つの事業展開を行っていますが、なかでも特別養護老人ホーム慈光園とケアハウスウエルフェア慈光園は、24時間365日一時も休むことなく高齢者の生活支援を行っています。このような大変な環境下において、職員が仕事を続けながら安心して子どもを生み育てることができるような職場環境を整備することが、職員自身のことに限らず、ひいては当法人をご利用いただいている高齢者の安全安心な生活にもつながるものであるとの認識に立って、背伸びすることなく着実に目標達成に向かって前進することができるような行動計画を策定します。

### 行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立し働きやすい環境をつくるため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

2 内 容

**目標 1** 育児支援制度の周知徹底を図り、職員が制度に基づく支援措置を受けやすい環境をつくる。

【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ① 平成23年4月～ 法人の各種規則等に基づく子育て支援制度に関する事項を取り纏め、法人例規集とは別個の冊子作成に着手する。
- ② 平成23年9月～ 上記冊子を各部署に配付するとともに、子育て支援制度の周知を図るため課長会議において制度の趣旨等を説明し、制度活用の啓蒙を図る。
- ③ 平成24年4月～ 職員全体会議において再度の概要説明を行い、制度の周知徹底を図る。

**目標 2** 子育て中職員の時間外の会議や催事への出席免除

【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ① 平成23年4月～ 3歳未満の子を養育している職員の時間外における会議等への出席を免除することについて、各部署単位に検討を開始する。
- ② 平成24年1月～ 3歳未満の子を養育する職員の時間外の会議等への出席免除を試行し、問題点等を検証する。
- ③ 平成25年1月～ 子育て中職員の時間外の会議や催事への出席を原則として免除する制度を確立する。